

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定） 平成 25 年 4 月 1 日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 25 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 25 年 3 月 29 日策定） 平成 25 年 7 月 9 日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：8 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：8件 (目標管理型の政策評価) 〔表3-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	8
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 8件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構2件、定員3件) 〕	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「平成25年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の8施策を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として25年8月30日に公表。

表3-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

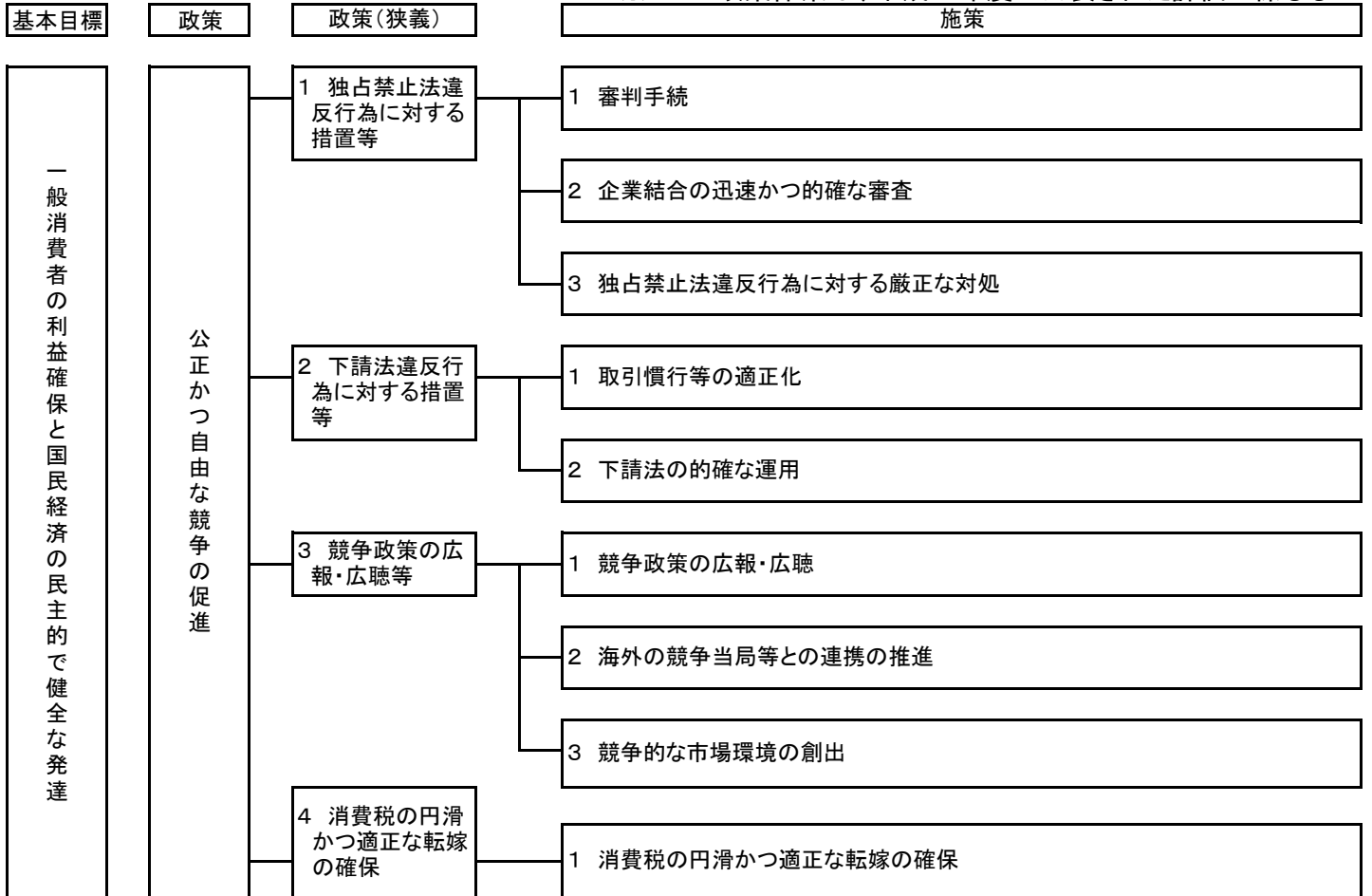
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 独占禁止法違反行為に対する措置等			
1	審判手続	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2	企業結合の迅速かつ的確な審査	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
3	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2 下請法違反行為に対する措置等			
4	取引慣行等の適正化	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
5	下請法の的確な運用	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
3 競争政策の広報・広聴等			
6	競争政策の広報・広聴	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
7	海外の競争当局等との連携の推進	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
8	競争的な市場環境の創出	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表3-4-(1)参照。

別表

政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/yosan/yosantaiou.files/seisakuyosan25.xls>)参照。